

地方分権の推進について

令和4年2月14日

企 画 県 民 部
政 策 調 整 局
広 域 調 整 課

<目 次>

| | | |
|----------|---------------------------------|----------|
| 1 | 地方分権改革の推進 | 3 |
| | (1) 地方分権改革に関する提案募集の取組 | |
| | (2) 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議の開催 | |
| | | |
| 2 | 関西広域連合の取組 | 5 |
| | (1) 令和3年度の取組 | |
| | | |
| 3 | 規制改革の推進 | 7 |
| | (1) 令和3年度の審議内容 | |
| | | |
| 4 | 特区制度の推進 | 8 |
| | (1) 関西圏国家戦略特区 | |
| | (2) あわじ環境未来島特区 | |
| | | |
| 5 | 土地利用の促進 | 9 |
| | | |
| | <参考1> 関西広域連合の令和3年度の主な広域事務 | 10 |
| | <参考2> 関西広域連合の概要 | 11 |
| | <参考3> 特区制度の概要 | 12 |

1 地方分権改革の推進

国から地方への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の地方分権改革を推進するため、平成26年度から「地方分権改革に関する提案募集」に取り組むとともに、兵庫県の地方六団体で構成する「兵庫県地方分権推進自治体代表者会議」を開催し、国への要請活動を実施するなどの取組を推進している。

(1) 地方分権改革に関する提案募集の取組

ア 制度概要

地方の発意に根ざした事務・権限の移譲等を推進するため、地方公共団体等から具体的な支障事例に基づく地方分権改革に関する提案を募集

イ 令和3年度提案募集の成果

(7) 本県の対応

- ・ 本県から8年連続で全都道府県最多となる15項目を提案
 - ※ 本県独自の取組として県内市町から支障事例を募り、県・市町が連携して提案を実施
- ・ 令和3年提案等に関する対応方針が閣議決定（令和3年12月21日）され、本県提案の7項目が実現（一部実現を含む）、1項目が引き続き対応を検討

(イ) 提案が実現した主な項目（一部実現を含む） ◎は県・市町連携提案

◎公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の収納事務を私人に委託できるよう求める制度改正【政令改正】

〔私人の公金取扱いの制限を見直し、損害賠償金など地方公共団体から要望があった歳入の収納の事務を私人に委託することを令和3年度中に可能とする。〕

◎介護保険料の還付事務における住所確認等の住民基本台帳ネットワーク利用可能事務への追加【通知】

〔介護保険料の還付事務は、住民基本台帳ネットワークシステムを利用することが可能であることを地方公共団体に通知し、明確化する。〕

○地域公共交通分野に係る各協議会等を一元化することを可能とする見直し【省令・告示改正】

〔各協議会等の一体的な開催等が可能である旨を明確化する。また、一の市町村で完結する路線の休廃止等を市町主催会議で決定できるようにする。〕

(ウ) 提案内容を踏まえて対応が検討される項目・・・1項目

◎マイナンバーカード交付手続における民間委託可能範囲の拡大

〔暗証番号の入力及び返納された住民基本台帳カードや個人番号カードの廃止処理等の外部委託を可能とすることについて検討する。〕

(2) 兵庫県地方分権推進自治体代表者会議の開催

知事、県議会議長をはじめとする県内六団体の代表者で構成する兵庫県地方分権推進自治体代表者会議を開催し、「地方分権の推進に関する提言」をとりまとめ、政府・与党等に要請活動を実施

ア 「地方分権の推進に関する提言」の項目（12月提言）

- I コロナ対策の更なる推進
 - 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の継続・充実等
 - 2 次なる波に備えた感染防止対策の強化
 - 3 事業継続・雇用確保対策の充実
 - 4 生活に困窮されている方への支援
- II 防災・減災対策の推進
 - 1 安全安心の基盤づくりに必要な財源の確保等
 - 2 防災庁の創設
- III 地域創生の推進
 - 1 地方回帰を促す環境整備
 - 2 デジタル化社会の実現に向けた取組の推進
 - 3 地方創生対策の充実
 - 4 バイエリアの活性化に向けた海上交通の充実
 - 5 安心して楽しめる海づくり（水上オートバイの危険行為等の対策強化）
 - 6 水素社会の実現に向けた取組の加速
- IV 地方税財政の充実・強化
 - 1 地方財政計画の充実
 - 2 地方の税収基盤の確保
- V 地方分権改革を推進する仕組みの構築
 - 1 国と地方の協議の場の機能強化
 - 2 地方分権改革に対する地方意見への真摯な対応

イ 提言が実現した主な項目

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の充実等
〔 令和3年度補正予算で6.8兆円を確保。また、都道府県による検査無料化の取組を支援する「検査促進枠」が令和3年12月に創設。 〕
- 地方拠点強化税制の延長・適用要件の緩和
〔 適用期限を令和5年度まで2年間延長。整備計画の従業者の増加数（中小企業）の認定要件を緩和（2名⇒1名）等。 〕
- 5Gなどデジタル基盤の整備加速
〔 5G導入を促進する税制を令和6年度まで3年間延長。また、令和3年度補正及び4年度予算において、デジタル田園都市国家構想推進交付金を計上。 〕
- 公共施設等適正管理推進事業債の延長・対象拡大
〔 事業期間を令和8年度まで5年間延長。「脱炭素化事業」を追加し、事業費を1,000億円増額するとともに、「長寿命化事業」の対象に空港施設やダムを追加。 〕

2 関西広域連合の取組

関西広域連合の設立趣旨に基づき、7分野（防災、観光・文化・スポーツ、産業振興、医療、環境保全、資格試験・免許等、職員研修）の広域事務、政策の企画調整等を着実に実施する。

[関西広域連合の設立趣旨]

- ・ 関西における広域行政を展開（関西全体の広域行政を担う責任主体づくり）
- ・ 国と地方の二重行政を解消（国の出先機関の事務の受け皿づくり）
- ・ 地方分権の突破口を開く（分権型社会の実現への地方自らの取組）

(1) 令和3年度の取組

ア 広域事務の着実な実施

- ・ 第4期広域計画に基づき、引き続き7分野の広域事務を実施（〈参考1〉参照）

イ 政策の企画調整等

(7) 継続して取り組むべき企画調整事務への対応

- ・ 広域交通インフラの整備促進、プラスチック対策の推進など、継続して関西全体で対応すべき政策の企画調整を実施

(イ) 「2025大阪・関西万博」への対応

- ・ 「2025年大阪・関西万博」を、国内外の人々に関西の魅力を発信する好機ととらえ、万博の効果を関西全体へ波及させるため、関西各府県の観光・移住・産業振興等のゲートウェイとなる関西パビリオン出展を検討

ウ 分権型社会の実現

(7) 政府関係機関の関西への移転に向けた取組

- ・ 「政府機関等との地方創生推進会議」を設置し、文化庁「地域文化創生本部」（京都府）、消費者庁「新未来創造戦略本部」（徳島県）、総務省統計局「統計データ利活用センター」（和歌山県）と構成府縣市との連携を推進
- ・ R4年度中に本格移転することとなった文化庁の速やかな全面移転を実現し、恒常的拠点となった消費者庁新未来創造戦略本部との連携強化等を進め、消費者庁の徳島県への全面移転等を始めとした政府機関のさらなる移転を国に要望

(イ) 地方分権改革の推進

① 提案募集への対応

- ・ 国出先機関等の権限移譲など、大括りの提案を含めた12項目の提案を実施。併せて、提案募集方式の制度見直しや「地方分権特区」など地方分権改革の新たな推進手法について提案

② 有識者提言・意見集の編纂

- ・ 関西広域連合が担うべき役割、国土構造のあるべき姿等について、改めて有識者に提言・意見を求め、分権型社会の理論的基礎の再整理を行った上で、実現に向けて取り組む。

【スケジュール】

- ・ 令和3年12月 執筆者座談会
- ・ 令和4年3月～4月 提言・意見集編集・製本
- ・ 令和4年5月 完成
執筆有識者との意見交換（広域連合委員会）

エ 経済界・市町村との連携

(7) 関西経済団体との意見交換会における主な項目(年2回開催。7/29、3/24(予定))

- ・新型コロナウイルス感染症への官民連携での対応
- ・地方分権改革推進の戦略と広域連携の強化 等

(イ) 市町村との意見交換会における主な項目(年2回開催。7/29、12/19)

- ・新型コロナウイルス感染症対応について
- ・2025年大阪・関西万博に向けた取り組みについて 等

オ 最近の主な取組・動向

(7) 新型コロナウイルスへの対応

- ・令和2年3月以降、関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、情報共有をはじめ、検査・医療資機材等の融通、国への要望や府県民への呼びかけを行うなど構成府県市が連携して対応

- ① 関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議：計27回
- ② 国への要望等：計11回(「新型コロナウイルスの感染急拡大を受けた緊急提言」等)
- ③ 府県民への要請等：計26回(「関西・第6波拡大阻止徹底宣言」等)

(イ) 高病原性鳥インフルエンザへの対応

- ・令和3年11月17日の兵庫県での発生を受け、鳥インフルエンザ警戒本部を設置。新たな発生防止に向け、各構成団体の対応状況の情報共有、今後の対応等について連携を確認

3 規制改革の推進

有識者等で構成する兵庫県規制改革推進会議を平成30年度から設置し、事業者・団体、市町等からの提案により、社会構造や経済情勢の変化に対応できず事業活動等の支障となっている県や市町の独自規制の見直しや、県民サービスの向上に繋がる行政手続の簡素化等に取り組んでいる。

(1) 令和3年度 of 取組

- ・規制改革推進会議を開催し、事業者・団体や市町等から新たに提案のあった支障事案9件、行政手続に関する横断的テーマ2件を審議（第1回：12/16開催）

ア 新たに提案のあった支障事案（9件）

| 区分 | 件数 |
|-----------------------|----|
| ①県・市町の条例等による規制に関する事項 | 5 |
| ②県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項 | 3 |
| ③国の法令等による規制に関する事項 | 1 |
| | 9 |

【審議内容の主なもの】

- ・福祉のまちづくり条例の適用を受ける工場の規模要件の見直し

〔床面積の合計が3,000㎡以上の工場は条例の適用を受けるが、床面積の算定に当たって、従業員が立ち入らない自動化された作業場部分の床面積を算入しないこととする運用改善を図る〕

- ・水路を占用する際の占用申請の要否の明確化

〔占用許可申請が必要な水路かどうか、事業者がその都度各市町に確認する必要性が生じていることから、水路等の位置を明示したマップが公表している西宮市や尼崎市などの先進事例について各市町に情報提供を行い、マップの作成を促していく〕

- ・建設工事における入札参加資格申請の見直し

〔国や各自治体の工事の入札に参加するためには、国や各自治体にそれぞれ入札参加資格申請を行い、登録を受ける必要があるが、事業者の事務負担軽減のため、全国共通の内容は提出先を国に一元化できないか、まずは、国、他の自治体等と調整を図る〕

イ 行政手続に関する横断的テーマ（2件）

| 項目 | 第1回会議での審議内容 |
|------------------|--|
| 身元保証人の必要性について | <ul style="list-style-type: none"> ・保証人を求めている学校入学時（9手続）について、実績等を踏まえ保証人の廃止を含めた見直しを検討すべき。引き続き、保証人を求める場合は、保証人を求める入校者の範囲や民法改正の趣旨も踏まえ、保証人となる者がどのような義務を負うのか明確になるよう、様式の見直しを検討すべき |
| 押印、書面規制、対面規制の見直し | <ul style="list-style-type: none"> ・本県の行政手続に関する押印、書面規制、対面規制の見直しについて進捗状況を報告 <p>〔押印の見直し：県独自の手続のうち、1,872手続（98.8%）の押印を廃止 書面規制の見直し：様式の見直し（550手続）、添付書類（123手続）の見直しを実施 対面規制の見直し：259手続でメール等による対応を可とする見直しを実施〕</p> |

4 特区制度の推進

産業の国際競争力の強化や地域の活性化を図るため、国家戦略特区、総合特区等の特区制度を活用した取組を推進している。

(1) 関西圏国家戦略特区

- ア 指定日 平成26年5月1日
- イ 対象区域 兵庫県、大阪府及び京都府
- ウ 目標
 - ・健康・医療分野等における国際的イノベーション拠点の形成
 - ・チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市の形成
- エ 本県での認定状況

現在、県内の認定済みの特区事業は、高度医療提供事業など12件

【県内の主な認定事業】

| 認定事業（本県） | 主な取組内容 |
|--------------|---|
| 高度医療提供事業 | 病床数規制の特例（圏域の基準病床数に加え増床可）を活用して、i P S細胞を用いた網膜治療等を実施する神戸アイセンターを整備（H29.12開設、病床30床） |
| 地域農畜産物利用促進事業 | 農振法の特例（農家レストランを農業用施設とみなす）を活用し、農用地区域内にレストランを設置（H31.1以降、赤穂、淡路、三木市内で計3事業者が事業実施） |
| 小規模保育事業 | 児童福祉法の特例（小規模認可保育所の対象年齢拡大[0～2歳→5歳まで]）を活用して、西宮市内に1歳から3歳児までを受入れる小規模認可保育事業所を整備（R3.4に8箇所を開設）し、待機児童の解消を促進 |

オ 新たな規制緩和の提案

国家戦略特区法等で定められている既存の規制緩和メニューの活用を図るとともに、民間事業者等のニーズに応じて新たな規制緩和メニューの創設を国に求める。

(2) あわじ環境未来島特区

- ア 計画期間 第1期：平成24年度～平成28年度、第2期：平成29年度～令和3年度（計画は5年更新。現在、第3期計画（R4～8年度）を策定中）
- イ 対象区域 淡路島全域（洲本市、南あわじ市、淡路市）
- ウ 目標 「生命つながる『持続する環境の島』をつくる」
- エ 総合特区制度を活用した事業展開

島内各地において特区制度による規制緩和や財政・金融支援措置を活用した事業を展開

【今後の主な取組】

| 項目 | 取組内容 |
|----------------|---|
| 再生可能エネルギーの利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・総合特区支援利子補給金の活用による、未利用地や荒廃農地、ため池、建物の屋根等を活用した太陽光発電設備の導入を促進 ・玉ねぎ残渣と下水汚泥の集中処理によってメタン発酵させたメタンガスの電力利用や、大型竹チップボイラー導入拡大による淡路産竹資源のエネルギー利用など、バイオマスの利用促進 |
| 環境に優しい低炭素社会の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車の導入促進やEV用充電器の整備促進など「EVアイランドあわじ」を推進 ・再生可能エネルギー由来の余剰電力を活用した水素製造や、災害非常時に備えた公的施設等への輸送・備蓄・利活用の事業可能性を検討 |

5 土地利用の促進

有識者と市町の代表による兵庫県土地利用推進検討会を開催し、地域活性化に向け、市街化調整区域等の土地利用の推進方策について検討を実施している。

【主な検討内容】

| 項目 | 主な内容 |
|--------------------------------------|--|
| 市街化調整区域等の土地利用について [第1回 R3.11.4開催] | ①都市計画法改正に対応した市街化調整区域における災害イエロー区域の取扱い、②まちづくりのニーズに的確に対応するため日影規制の合理化、③年々増加する空家の活用及び流通の促進に向けた取組等について検討 |
| 農地の土地利用について [第2回 R4.2.4開催] | ①幹線道路沿いにおける農用地区域からの除外、②住宅建設にかかる農地転用許可、③農振除外・農地転用許可に係る事務処理手続の迅速化、④産業振興・地域活性化と優良農地の保全の両立等について検討 |

<参考1> 関西広域連合の令和3年度の主な広域事務

| 分野 | 内容 |
|----------------|---|
| 広域防災 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症への対応 ・関西防災・減災プラン(総則編、地震災害対策編等)の見直し ・関西広域応援訓練の実施や帰宅困難者対策の推進 ・防災庁創設に向けた啓発活動 等 |
| 広域観光・文化・スポーツ振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・関西観光・文化振興計画の策定 ・関西観光本部による観光誘客の推進 ・関西広域スポーツ振興ビジョンの策定 ・障害者スポーツの振興、スポーツ企業表彰制度の実施 等 |
| 広域産業振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・公設試験研究機関の連携強化・広域的プラットフォームの構築 ・関西スタートアップ・エコシステムの推進 ・農水産物生産者とバイヤー等とのWEB型マッチング商談会の開催 ・学校給食への域内特産農林水産物の提供 等 |
| 広域医療 | <ul style="list-style-type: none"> ・ドクターヘリによる広域救急医療体制の充実 ・災害時における広域医療体制の強化 等 |
| 広域環境保全 | <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみゼロ及び食品ロス削減に向けた取組 ・カワウ対策の推進、広域的によるニホンジカ等の鳥獣被害対策の推進 等 |
| 資格試験・免許等 | <ul style="list-style-type: none"> ・資格試験(調理師、製菓衛生師、准看護師、登録販売者(医薬品販売)、毒物劇物取扱者)事務等の着実な実施 |
| 広域職員研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・政策形成能力研修の実施 ・WEB型研修の実施 |

<参考2> 関西広域連合の概要

(1) 予算・職員の概要

ア 予算 2,420百万円 (R3年度当初)

イ 職員数 [併任]768人(うち兵庫県103人) [専任]本部職員30人(うち兵庫県5人)
※延人数(R3.4現在)

(2) 構成団体及び組織

ア 構成団体 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市

イ 組織

①広域連合委員会(委員長 広域連合長)

構成団体の長(知事・市長)を委員とし、構成団体の多様な意見を的確に反映するとともに、構成団体の長の主導のもとに各分野の事務事業を迅速に推進するために設置

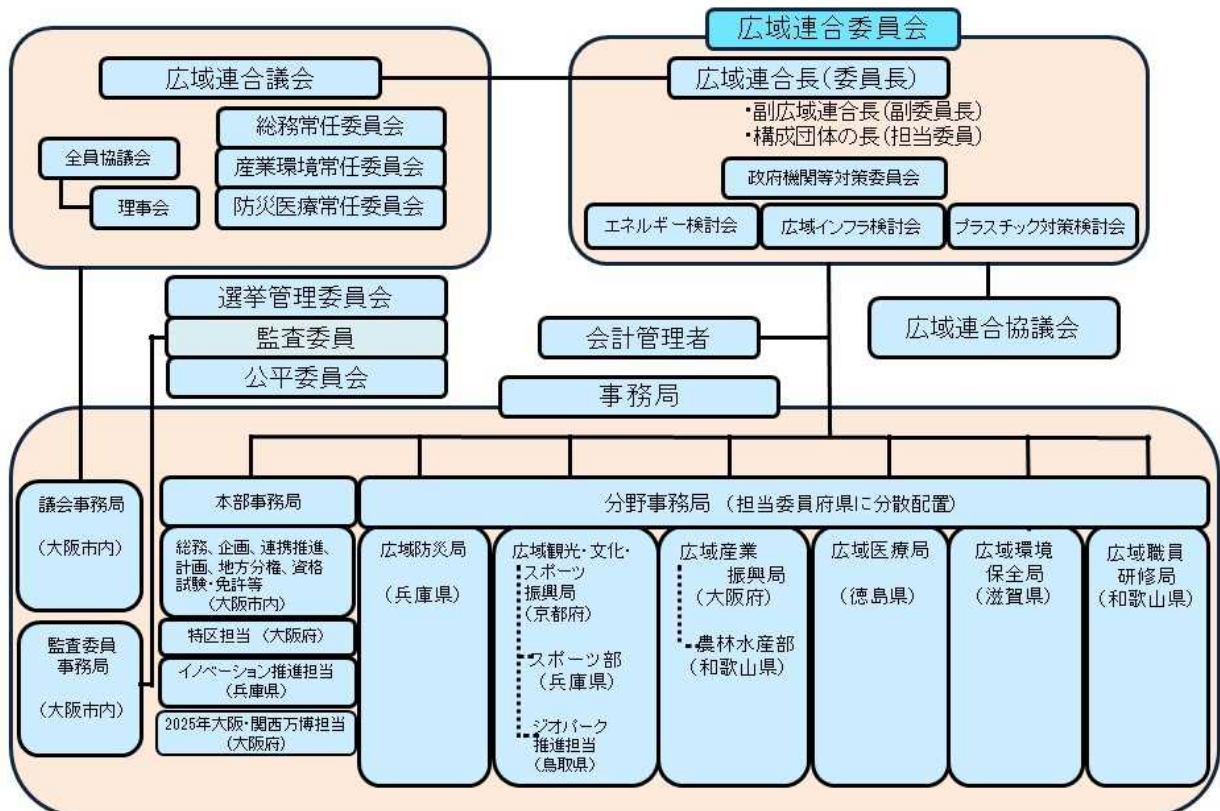
②広域連合議会

広域連合の議事機関として、条例制定改廃、予算の議決等を行うために設置(構成団体の議会から選出された議員で構成)(39名)

③広域連合協議会

住民等から幅広く意見を聴取するために設置(67名)

組織図



<参考3> 特区制度の概要

| | 国家戦略特区 | 総合特区 |
|-------------|--|--|
| | (関西圏国家戦略特区) | (あわじ環境未来島特区) |
| 目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業の国際競争力の強化 ・国際的な経済活動拠点の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・産業の国際競争力の強化 ・地域の活性化 |
| 創設時期 | H25年 | H23年 |
| 特例措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和 ・税制支援 ・金融支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・規制緩和 ・税制支援 ・金融支援 ・財政支援 |
| 県内のその他の指定状況 | 養父市中山間農業改革特区 (養父市) | 関西イノベーション国際戦略総合特区(科学振興課) |